

## 那須町子どもの居場所づくり事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、主に食事、学習、交流等の提供又は支援を通じ、子どもの居場所づくりの推進を目的として、地域団体等が行う取組を補助するため、予算の範囲内で那須町子どもの居場所づくり補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、那須町補助金等の交付に関する規則(平成21年規則第8号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第6条第1項に規定する子どもをいう。
- (2) 子ども食堂 地域の子ども又はその保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事及び相互に交流を行う場を提供する取組をいう。
- (3) 配食 子ども食堂で調理した食材又は用意した弁当を子ども及びその保護者に配布する取組をいう。
- (4) 宅食 子ども食堂で調理した食材又は用意した弁当を子どもの自宅に届ける取組をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 那須町内で子どもの居場所を開設する団体であること。ただし、法人格の有無は問わない。
- (2) 構成員の名簿、規約、会則等を備えていること。
- (3) 公序良俗に反する活動を行わない者であること。
- (4) 営利活動、政治的活動及び宗教的活動を目的としたものでないこと。
- (5) 補助対象事業を継続的かつ安定的に運営できる者であること。
- (6) 那須町暴力団排除条例(平成23年条例第21号)第2条第5号及び第6号に該当しない者であること。
- (7) 町税等を滞納していない者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 子ども食堂等 子ども食堂並びに配食及び宅食を行う居場所づくり事業をいう。
- (2) 学習支援の居場所 学習習慣の定着、基礎的な学力の向上等のために自主学習を支援する居場所づくり事業をいう。
- (3) 自由な居場所 子どもが自由に過ごすことのできる居場所づくり事業をいう。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付額は、別表に定める補助額又は補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額(補助対象事業の運営に係る収入額を含む。)並びに国からの交付金及び補助金の受入額を控除した額のいずれか少ない額とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、子どもの居場所づくり事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書
- (3) 構成員等名簿(様式第3号)
- (4) 会則、規約等
- (5) 活動実績及び活動内容がわかる書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定をし、子どもの居場所づくり事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業の内容の変更をしようとするときは、子どもの居場所づくり事業計画変更承認申請書(様式第5号)に

次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、子どもの居場所づくり事業費補助金変更承認通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、子どもの居場所づくり事業費実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第8号)
- (2) 収支決算書
- (3) 事業を実施した状況がわかる写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、内容の審査等を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、子どもの居場所づくり事業費補助金額決定通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、子どもの居場所づくり事業費補助金交付請求書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、町長に請求しなければならない。

- (1) 子どもの居場所づくり事業費補助金額決定通知書の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付の特例)

第12条 町長は、特に必要と認めたときは、補助金を概算払により交付することができる。

(交付決定の取消し)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する補助対象者の要件を満たさなくなったとき。

- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 前各号の掲げるもののほか、町長が適当でないとしたとき。

2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、子どもの居場所づくり事業費補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により補助事業者へ通知するものとする。

3 補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業者が既に補助金の交付を受けているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(実施状況報告)

第14条 補助事業者は、当該補助対象事業の実施状況について、子どもの居場所づくり事業費実施状況報告書(様式第12号)により、当該事業を実施した月の翌月の10日までに町長に報告しなければならない。

(帳簿等の管理)

第15条 補助事業者は、補助金の使途を明確にした帳簿等を補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

区分	補助対象経費		補助額
開設	研修費	食品衛生責任者養成研修会受講料	100,000円/年額 ただし、開設初年度に限る。
	備品購入費		
運営	人件費	ボランティアや外部講師の謝金、交通費	480,000円/年額 ただし、第4条第1項各号に掲げる補助対象事業を複数実施する場合は、50,000円/年額を加算する。
	需用費	教材費、材料費、消耗品費、印刷製本費、広報費	
	使用料及び賃借料	会場借上費	
	役務費	通信運搬費、保険料	

